入札説明書

超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システムの購入に係る一般競争入札の公告(令和2年10月30日付け)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成田 勝治

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1)(地独)青森県産業技術センターが取得する物品(以下「調達物品」という。) ア 名称及び数量 超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム 1式

イ 規格等 別紙1仕様書のとおり

(2)納入期限

令和3年2月26日(金)

(3)納入場所 別紙1仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

 $\pm 036 - 8104$

青森県弘前市扇町1丁目1番8号

(地独) 青森県産業技術センター 弘前工業研究所(技術支援部)

TEL 0172-55-6740 (担当 伊藤)

FAX 0172-55-6745

4 技術的事項に関する問い合わせ先

 $\mp 036 - 8104$

青森県弘前市扇町1丁目1番8号

(地独) 青森県産業技術センター 弘前工業研究所(機能性素材開発部)

TEL 0172-55-6740 (担当 川嶋)

FAX 0172-55-6745

5 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年12月14日(月)14時00分
- (2) 場 所 青森県弘前市扇町1丁目1番8号

(地独) 青森県産業技術センター 弘前工業研究所 1階研修室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則(以下「契約事務細則」という。)第2条第1項から第3項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 令和2年2月10日青森県公示第118号の一(物品等の競争入札参加資格) のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付けされ、青森県知事が競争 入札に参加する資格を有するものとして認めた者であること。
- (3) 青森県の定める物品の製造の請負、買入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。
- (4) 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第9号から第16号までに掲 げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除 く。)がない者であること。

8 入札に参加する者が提出する書類

- (1)入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式 1)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書 の写し 1部
- イ 製作仕様書 1部
 - (ア) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。
 - (イ) 調達物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別紙1の仕様書の内容が網羅されていること。
 - (ウ)調達物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図(正面図、平面図、側面図、背面図)が添付されていること。
- ウ 工程表 1部

設計・製作(主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されている こと。)の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 書類の提出期限

令和2年11月30日(月)

(3) 書類の提出場所

青森県弘前市扇町1丁目1番8号

(地独) 青森県産業技術センター弘前工業研究所(技術支援部)

TEL 0172-55-6740 (担当 伊藤)

FAX 0172-55-6745

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の(1)イの製作仕様 書に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1)入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2)入札書(別紙様式2)の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てた金額)をもって落札金額とするので、課税業者であるか免税業者であるか を問わず、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を 入札書に記載するものとする。

- イ 入札書には、調達件名(入札に係る物品の名称及び数量)、入札金額、入札年 月日を記載の上、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は商号及 び代表者の氏名)を記名押印(外国人又は外国法人の場合は、当該個人または当 該法人の代表者の署名)しなければならない。
- ウ 代理人が入札を行う場合は、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名 (法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名押印しな ければならない。

11 入札書の提出方法

- (1) 代理人が入札するときは、入開札前までにあらかじめ入札者等から委任状を提出しなければならない。
- (2)郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、調達件名(入札に係る物品の名称及び数量)、入開札期日及び入札者の氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を表記し、表封筒には、「令和2年12月14日入開札、調達件名(入札に係る物品の名称及び数量)入札書在中」と朱書きの上、(地独)青森県産業技術センター弘前工業研究所の担当者あてに「親展」により令和2年12月11日午後5時必着で提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファクシミリによる入札は認めないものとする。

12 入開札の立ち合い

入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその 代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札した者と随 意契約の協議を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は、契約事務細則第34条の規定により、契約金額の100分の5以上の金額とする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき。
 - イ 過去2年間の間に国、地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれが無いと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、契約事務細則第13条および第14条の 規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な 入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者 を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、 これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札 を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者は辞退扱いとし、参 加することはできない。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3)公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の 行為によって行われたと認められる入札
- (4)入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札に関する指示条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知及び公示は、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第15条第1項及び第2項の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) は別紙2のとおりとする。

20 検査

検査は、契約事務細則第37条から第42条に規定するもののほか、契約書及び 仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 印

担当者指名 印

連絡 先電話番号

一般競争入札参加資格審查申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を 添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事 項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システムの購入に係る一般競争入札
- 2 申請書の提出期限 令和2年11月30日
- 3 提出書類の名称及び提出部数
- (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書 の写し 1 部

(2) 製作仕様書 1部

(3) 工程表 1部

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 殿

住 所 商号又は名称

代表者職氏名 印

委任代理人

入 札 書

¥

番号	品名	規格	数量	単 価	金額
	超高速液体クロマトグラフ 飛行時間型質量分析システム	仕様書のとおり	1式		

備考 落札額は、この入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。

仕様書

超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム 一式

令和2年10月 地方独立行政法人 青森県産業技術センター

1 調達の目的

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所では、令和2年度に地域 農林水産物の消費拡大を目的に「県産農林水産物ブランド化支援に向けた整備事業」 を実施することとしている。

この事業のうち、地域農林水産物の機能性成分の探索及び構造解析においては、生体内低分子化合物の網羅的解析について研究することとしており、本調達では、この研究で使用する超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システムを整備するものである。

2 調達物品及び構成内訳

超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム 一式システムの構成は、次のとおり。

(1) 超高速液体クロマトグラフ

一式

(2)四重極-飛行時間型質量分析計

- 一式
- (3)制御及び解析用パソコン並びにソフトウェア 一式

なお、本調達には、搬入・据付・配管・配線・ソフトウェアインストール・調整・動作確認・講習・保守が含まれる。

3 調達物品の仕様

超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システムの性能・機能、設置条件及び付帯する保証内容は以下の仕様を満たすこと。

- (1) 超高速液体クロマトグラフ
 - ア 接続溶媒数は4液の接続が可能で2溶媒以上のグラジエントが可能なこと。
 - イ 流量精度は 0.075%RSD 以下であり、装置の最大耐圧力は 1.7μ m の充填剤を充填したカラムを使用出来るよう、 $15,000psi(1,050kgf/cm^2)$ 以上であること。
 - ウ 注入部はフロースルニードル構造であり、ニードルの外側を洗浄できる機能を 有していること。
 - エ データインテグリティの観点からカラム使用履歴の電子管理が自動で可能であること。
 - オ フォトダイオードアレイ検出器の波長範囲は広範囲の 190~800nm であり、セル 容量は 500nL 以下であると同時に、光路長が 10mm 以上であること。
 - カーカラム入口流路には電気的に加熱するアクティブプレヒート機構を要すること。
- (2)四重極一飛行時間型質量分析
 - ア 分析部は四重極及び飛行時間の MS/MS であること。
 - イ イオン源は二段階直交配置型構造であり、イオン源内は質量分析部の高真空維 持状態で洗浄できるようにアイソレーションバルブが装備されていること。
 - ウ 試料の誤同定を避けるべく検出部へのマトリックス成分の侵入を回避する為、 イオン源から1段階目の四重極間のイオン輸送系は2連のリング電極にイオン輸 送レンズの構造であること。
 - エ イオン化法はエレクトロスプレーイオン化(ESI)法及び大気圧化学イオン化 (APCI)法が、プローブの交換なしに同時に使用でき、独立したデータとして取得できること。
 - オ 精密質量の質量校正が自動的に行われる機能を有すること。分析対象試料と精密質量校正用の試料を同時にかつ、別々のスプレーからイオン源に噴霧できる機能を有すること。2個のスプレーの電圧は、異なる固有の最適電圧を同時に設定でき、固別のデータが取得出来ること。

- カ 低分子から高分子の幅広い化合物に十分対応できるよう、質量範囲は m/z 20 から 100,000 に対応していること。
- キ 化合物の同定における信頼性向上の為、保持時間と精密質量情報を紐付けした データインディペンデント分析による MS と MS/MS の自動分析機能を有すること。
- ク 分解能は 40,000FWHM 以上であること。
- ケ 設置環境の制限により、フロントパネルを前にして横幅は 1200mm 以内であること。
- コ 試料を迅速・簡便に確認できるよう、専用の固体試料を直接分析するプローブ を有すること。
- (3)制御/解析用パソコン/ソフトウェア
 - ア 超高速液体クロマトグラフ部及び質量分析部並びに解析に用いるソフトウェア は同一メーカーであること。
 - イ 超高速液体クロマトグラフ部、質量分析部の制御が同一のパソコン及びソフト ウェアにて可能なこと。
 - ウ 解析ソフトウェアは日本語表示であること。
 - エ ソフトウェアは LC/MS システムのパラメータを自動監視することができること。
 - オーソフトウェアはピークの自動認識・抽出ができる機能を有すること。
 - カンフトウェアは化合物の組成式情報から取得データの化合物検索ができること。
 - キーソフトウェアはフラグメントイオンを解析できる機能を有すること。
 - ク ソフトウェアは試料の微量成分の誤同定を少なくする為に定量用解析の機能を 有すること。
 - ケ ソフトウェアは網羅的に対象物を分析可能なよう、PCA 解析及び OPLS 解析が同一ソフトウェア上で可能で、画像処理をしてピークアライメントをする機能を有する多変量解析の機能を有すること。
 - コ 制御用及び解析用パソコンに搭載するプロセッサは Intel Xeon W-2125 Processor 相当以上の性能を有すること。
 - サ 制御用及び解析用パソコンに搭載する内臓メモリは 64GB 以上であること。
 - シ 制御用及び解析用パソコンに搭載するハードディスクは 10TB 以上であること。
 - ス 制御用及び解析用パソコンのディスプレイは21インチ以上であること。
 - セーレーザープリンターを付属すること。
 - ソ MicrosoftOffice2019を付属すること。
- (4) その他(搬入、設置、保守、教育訓練等)
 - ア搬入及び設置
 - (ア) 設置にあたり、発注者があらかじめ用意した一次側設備以外に必要な電源 設備、給排水設備、空調設備、建設設備及びネットワーク設備等の必要な設 備があれば受注者において用意すること。
 - (イ) 調達物品の設置に関し、機器の搬入、据付、配管、配線、調整及び設置工事は本調達に含むものとする。また、機器搬入等の際には、受注者が立ち会うものとし、施設に損害を与えないよう搬入径路等に養生等を施すこと。なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、協議の上、改修すること。この場合の改修費用等は、受注者の負担とする。
 - (ウ) 設置工事は納期、工事期間のスケジュールを発注者と事前に打ち合わせを し、そのスケジュールに従い完了すること。
 - (エ) 本調達によって設置する解析用パソコンを地方独立行政法人青森県産業技術センター内ネットワークに接続すること。接続箇所の詳細については、発注者と十分に協議すること。また、それに関わる諸経費は、全て本調達に含

めること。

イ 保証及び保守

- (ア) 納品検収後から1年間の保証をすること。保証期間は令和4年3月末日までとする。受注者は、設計等に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下については、発注者の請求に基づき、受注者の負担により修理又は取替えを行うこと。
- (イ) 保証期間が終了する日から4年間の保守をすること。保守内容は1年間に 1回の定期点検及びメンテナンスを無償で行い、作業報告書を書面で提出する こと。なお、定期点検の項目は、ポンプオイル交換、窒素ガス発生装置洗浄 及び消耗品交換、イオンブロック洗浄、流路洗浄、フィラメント交換、動作 確認、外装清掃及び機器の運用に必要なとなるメンテナンスとする。また、 定期点検及び保守に使用する消耗品は受注者が負担すること。
- (ウ) 受注者は年間を通じて、日本語での技術的サポートを行うこと。

ウ 教育訓練

- (ア) 納品検収後に、システムの取扱説明に関する教育訓練を、日時及び場所を 発注者と協議したうえで行うこと。なお、教育訓練に係る費用は受注者の負担とする。
- (イ) 納入後において、担当者の変更等で教育訓練が再度必要となった場合は対 応すること。

エ その他

- (ア) 日本語の操作マニュアル及び簡易マニュアルをそれぞれ1部提出すること。
- (イ) 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップが有った場合は、発注者と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。
- (ウ) 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足すること。
- (エ) 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、 受注者はその都度発注者と協議することとし、受注者の独断により決定しな いものとする。発注者に協議せず受注者が一方的に決定した場合に生じた不 具合については、発注者の指示により受注者の責任においてこれを改修する ものとする。
- (オ) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、発注者に提出してその承認を受けるものとする。

4 納入場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター 弘前工業研究所 2階 ICP 室 (青森県弘前市扇町1丁目1番8号)

5 納入期限

令和3年2月26日(金)

6 その他

- (1)調達物品は、入札時点で製品化されていること。
- (2)調達物品の搬入等の日程については、発注者と協議の上、決定すること。

)

物品壳買契約書(案)

受注者

黒石市田中82番地9号 発注者 地方独立行政法人 青森県産業技術センター

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり契約を締結した。

(売買物品及び売買代金)

- 第1条 受注者は、次に掲げる物品(以下「売買物品」という。)を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
 - (1) 物品の名称等
 - ア 名 称 超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム
 - イ 数 量 一式
 - ウ 規格等 別紙「購入物品」のとおり
 - (2) 金 額 ¥.
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.

(契約保証金)

- 第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。
- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
- 第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買物品の納入等)

- 第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
 - (1) 納入期限 令和3年2月26日
 - (2) 納入場所 地方独立行政法人青森県産業技術センター 弘前工業研究所
- 2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
- 3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に 書面により理由を付して通知しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる 損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでな い。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注 者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。 (所有権の移転時期)
- 第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に 移転する。

(売買代金の支払)

- 第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日の属する月の翌月末までに売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

- 第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 (遅延利息)
- 第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.6パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が10円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。 (契約不適合責任)
- 第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除する ことができる。
 - (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
 - (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴 対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認 められる者に代金債権を譲渡したとき。
 - (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められると き。
 - (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

- 第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の 100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合に おいて、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。 (損害賠償)
- 第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約 金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた 金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

- 第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者 とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、 各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

受注者

発注者 黒石市田中82番地9号 地方独立行政法人 青森県産業技術センター 理事長 成田 勝治 印

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

- 第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその 支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは 契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解 除することができる。
 - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に 係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除 く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、 発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行う ものとする。 参考(契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。) 【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除(財務規則第159条第1項第6号該当)第2条(A)、第11条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除(財務規則第159条第1項第1号該当)第2条(A)、第11条(A)
- 3 実績免除(財務規則第159条第1項第2号該当) 第2条(A)、第11条(A)
- 4 現金(又は納付証券)による納付(財務規則第159条第1項本文該当) 第2条(B)、第11条(B)